

## **3. 都市づくりの目標**

- 3-1 都市づくりの目標
- 3-2 将来都市構造

## 3-1 都市づくりの目標

将来都市像をより具体的に、空間的にイメージできる「都市づくりの目標」として、以下のものを定める。

### 1 道南北部の中心としての『にぎわい』が生まれる都市づくり

#### ① 高次都市機能<sup>\*</sup>の集積による人が集う都市づくり

- ・八雲町は、国道5号と国道277号の交差、北海道縦貫自動車道（高速道路）のインターチェンジやパーキングエリア、JR特急列車の停車、官公庁施設<sup>\*</sup>の集積により、渡島管内と桧山管内を含めた道南圏の北部地方の中心として、多くの人々が行き交う町である。
- ・将来的にも、北海道新幹線の開通、八雲町と周辺地域とを結ぶ道路交通網の形成、八雲駅周辺の整備や各種公共施設の整備拡充、新たな高次都市機能の導入等により、道南連携地域北部の中心性を高め、人口と雇用が維持されたにぎわいのある都市づくりを進める。

#### ② 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり

- ・都市における魅力は、生活利便性のみならず、様々な人とのふれあいによる、楽しみもある。町外の人も訪れる場の創出、人と人がふれあう場の創出により、町民および観光客や近隣町民が集い、にぎわいが生まれる都市づくりを進める。

## 2 世代のニーズに応じた『安心』して暮らせる都市づくり

### ① 多様なライフスタイル\*に応じた都市づくり

- ・ 町民ニーズの多様化により、様々なライフスタイルに対応できる都市環境が求められている。高齢単身世帯や若年ファミリー世帯等それぞれの世代に対して、住宅施策および公営住宅事業の円滑化等により、商業、行政サービス等の生活利便性にすぐれた生活環境を創出し、多様なライフスタイルに応じた都市づくりを進める。
- ・ 八雲町の豊富な森林資源を活かした木質バイオマス\*利用等の検討並びに、地球環境や自然を守るための省エネルギーへの取り組みやクリーンエネルギー\*の活用へ向けた研究を推進する。

### ② 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり

- ・ 高齢者に対してのみでなく、子ども、身体に障がいを持った方、子育て世帯等に対しても優れた医療・福祉環境の整備等により、安心して暮らせる都市づくりを進める。
- ・ 八雲総合病院は北渡島檜山の地域センター病院・災害拠点病院であり、圏域の医療拠点として施設機能の維持と医療・福祉環境の充実を図る。

### ③ 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり

- ・ 施設の整備だけでなく、人と人とのつながりを大切にした都市づくりを通して、日々の生活に不安を抱える高齢者への心のケア、子どもがすくすくと育つ環境、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市づくりを進める。

### 3 災害や障壁を克服した『安全』な都市づくり

#### ① 災害に強い安全な都市づくり

- ・八雲町は駒ヶ岳噴火、南西沖地震等、自然災害への対応が求められる立地環境にある。また、火災・交通事故等の都市災害への対応も求められる。東日本大震災以降、自然災害に対する防災意識が急速に高まっており、災害が発生しても被害を受けづらい都市づくり、安全に避難できる都市づくりを進める。

#### ② 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくり

- ・八雲町には、高齢者だけでなく、身体の障がいを持っている方も居住している。市街地内を歩いていて、つまづいて怪我をしたり、段差などの障壁により移動に制約を受ける等、物理的支障を感じない安全な都市づくりを進める。

### 4 住んでいて良かったと感じる『快適』な都市づくり

#### ① 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり

- ・八雲町に住み、働き、集える場の創出により、コミュニティ・生活や産業・雇用、環境などの分野にわたる地域の課題解決に向けた波及効果の連鎖を生み出す、持続可能で町民が快適に感じる都市づくりを進める。

#### ② 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり

- ・八雲町の美しい自然を大切にしながら、生活の身近なところで豊かな自然の恵みを感じる都市空間の創出により、こもれびきらめく快適な都市づくりを進める。
- ・道南北部圏域でも積雪量の多い地域であるが、冬期間の生活においても、支障なく安全に暮らせる都市づくりを進める。

#### ③ 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくり

- ・八雲町の歴史・文化を身近に感じることができる環境づくりを通して、生活の豊かさ、いきがいをもちながら暮らせるといった心豊かに暮らせる快適な都市づくりを進める。

## 3-2 将来都市構造

将来都市像や都市づくりの目標と、市街地形成の基本方針や骨格的な都市施設の配置方向を表すものとして、『土地利用』、『軸』、『拠点』により将来都市構造を示す。

### 1 土地利用

市街地においては、人口は減少、世帯数は横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とする。

今後においても、少子高齢化の急速な進行や行政コストの増大抑制の観点から、『北の住まいるタウン』を参考とした効率的な市街地整備、脱炭素型都市構造への転換を図る「コンパクトなまちづくり」を目指し、中心市街地においては未利用地等を有効活用しながら、まちなか居住の推進を図る。

社会情勢の変化や土地利用状況の変化に対応するため、都市計画用途地域の見直しを進めるとともに、町民の多様な活動（生活、産業、交流等）を支える土地利用の展開を、以下の2つに大別して展開する。

①将来市街地エリア

②自然の保全・農地エリア

#### ① 将来市街地エリア

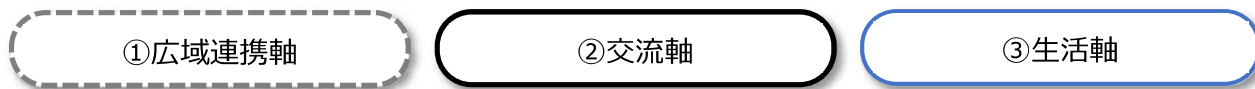
- ・今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。
- ・自然環境の保全や農地の保全等の観点から、立岩地区においては鉄道以西のエリアへの拡大は原則行わず、国道5号沿いの交通利便性の高いエリアについては、必要に応じて工業系用途地域を定めることにより、周辺環境と調和した適切かつ計画的な土地利用を図る。

#### ② 自然の保全・農地エリア

- ・八雲町の豊かな自然と優れた景観を感じることができるエリア、農業を振興するエリアとして位置づける。将来市街地エリア外について、自然の保全・農地エリアとする。
- ・無秩序な開発等を抑制し、市街地のにじみ出し、環境の悪化（工業系施設の立地による公害等）を防ぐ。

## 2 軸の構成

北海道全体の中での役割、道南北部との連携等を踏まえ、類似機能、関連機能が連携した『軸』を位置づけ、土地利用、都市施設整備の展開を図る。



### ① 広域連携軸

- ・北海道、道南圏エリアを対象とした連携・観光機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・北海道新幹線整備に関連する広域的な道路網整備と、それによる各種機能（新駅等）の配置により、平成 18 年に供用を開始した北海道縦貫自動車道（高速道路）と連携した軸の形成を図る。

### ② 交流軸

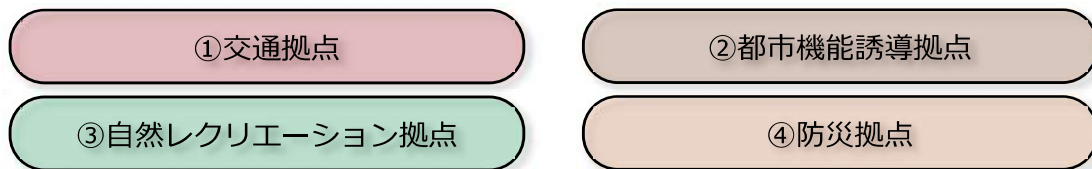
- ・町民のみならず、近隣町民も対象とした連携機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・国道 5 号や国道 277 号による道路網の形成と、国道沿道に配置される生活利便施設（商業施設、官公庁施設）や産業施設等の配置による軸の形成を図る。

### ③ 生活軸

- ・主に町民を対象とした連携機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・出雲通、本町大通を主要な生活軸、住初通、富士見通、宮園通、末広通等を補助的な生活軸、国道 5 号、国道 277 号、出雲通により形成される市街地を外周するラインを「サークルライン」として位置づけ、商業施設、産業施設、公共公益施設等の配置による軸の形成を図るとともに、防災、避難経路整備の観点や交通体系の変化により必要に応じた都市計画道路<sup>※</sup>の見直しを検討する。

### 3 拠点

八雲町の『顔』となり、道南北部の交流拠点となる機能の配置・集積により、町民のみならず、近隣町民、観光客なども立ち寄り、交流する場所を『拠点』として位置づけ、土地利用、都市施設整備の展開を図る。



#### ① 交通拠点

- ・八雲駅や新幹線新駅、北海道縦貫自動車道（高速道路）インターチェンジでの乗換え等を行う場所では、人・物の出入りが活発となる『交通拠点』として位置づけ、道路等の都市基盤の強化、機能を導入し、北海道新幹線開業を見据えた観光客の増加を図る。

#### ② 都市機能誘導拠点

- ・新幹線開業後により重要性が高まると見込まれる出雲通（主要道道八雲北檜山線）沿いを中心に、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区<sup>\*</sup>周辺、八雲総合病院地区周辺に加え、既存福祉施設が集積し、現状で公共交通も整備されているシルバープラザ周辺を都市機能誘導区域<sup>\*</sup>に設定し、行政・医療・福祉・子育て支援・社会教育・商業等の都市機能を誘導、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、都市機能誘導拠点の形成を促す。

#### ③ 自然レクリエーション拠点

- ・町民のみならず、近隣町民の利用等により、八雲町の自然とふれあう場として、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）周辺を『自然レクリエーション拠点』として位置づけ、観光を主体とする各種施設と景観の整備を図る。

#### 【参考】八雲町にある「都市計画公園」の区分

- ・街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。  
0.25haを基準とし、誘致距離 250mを標準とする。（末広児童公園、東雲児童公園、富士見児童公園、東児童公園）
- ・近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。  
2haを基準とし、誘致距離 500mを標準とする。（さらんべ公園、相生公園、ひらの公園）
- ・地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。4haを基準とし、誘致距離 1 kmを標準とする。（住初公園）
- ・広域公園：主として一つの市町村区域を越える利用者を対象とした、広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。（噴火湾パノラマパーク）

#### ④ 防災拠点

- ・自然災害、都市災害（火災、交通事故等）への対応、近隣町との連携を図るため、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地及び消防本部を『防災拠点』として位置づけ、各種施設の整備及び地域防災計画<sup>\*</sup>との連携を図る。

### 3. 都市づくりの目標

図 3-1 将来都市構造図

